

新聞記事からみた「入試ミス」のパターンとその影響の検討

西郡 大¹⁾, 倉元直樹^{2)*}

1) 佐賀大学アドミッションセンター, 2) 東北大学高等教育開発推進センター

1. 問題と目的

米国の社会学者であるTrow ,M.A. は, 高等教育への進学者が50%を超えることを「ユニバーサル段階」と呼び, 進学者の多様化に応じて選抜方法も多様化が進むことを30年以上も前に予想している¹⁾. 近年, わが国の進学率は50%を超え, 「ユニバーサル段階」へ突入した. わが国の高等教育においても, Trowの予測は現実のものとなった. 現在, 各大学の募集要項を概観すると, 国公立を問わず, 学力検査を主とする一般入試に加えて推薦入試, AO入試, 帰国子女入試, 社会人入試などの多様な選抜区分が設けられている. さらに, 選抜方法においても, 小論文, 面接試験等を筆頭に, 学力検査によらない多様な選抜方法が考案されている. 評価方法の実質的な部分まで掘り下げて見れば, その全貌を把握するのは至難の業である.

大学入試の多様化の背景には, 文部科学省(以下, 「文科省」と略記)が推し進めてきた「選抜方法の多様化, 評価尺度の多元化」政策があるのは言うまでも

ない. 選抜方法や評価方法が多様化することが原因で生じる懸念が存在する. その1つが, 「入試ミス」の発生である. 一般論として, 手続きが複雑になるにつれて, ミスが生じる危険性が増大することは明白である. 実施者側は, ミスを抑えるために何重ものチェックを繰り返し細心の注意を払いながら, 毎年の入試実務を遂行している. しかし, 手続きが複雑化すればするほど, 不可避免的に注意が及ばない部分が多くなる. 図1は, 1997年から2005年において各大学が文科省に報告した「入試ミス」の件数について, その経年変化を示したものである. 2001年以降, 急激に報告数が伸びていることが分かる.

公に認知される入試ミスが増加するきっかけとなったのは, 2001年にある大学で生じた事例が社会的に大きく問題視されたことに由来すると思われる. 当該の事案が結果的に大きな波紋を引き起こしたことを受け, 各大学の入試関連手続きの見直し, および, 「入試ミス」発生に伴う報告の徹底が文科省によって推進

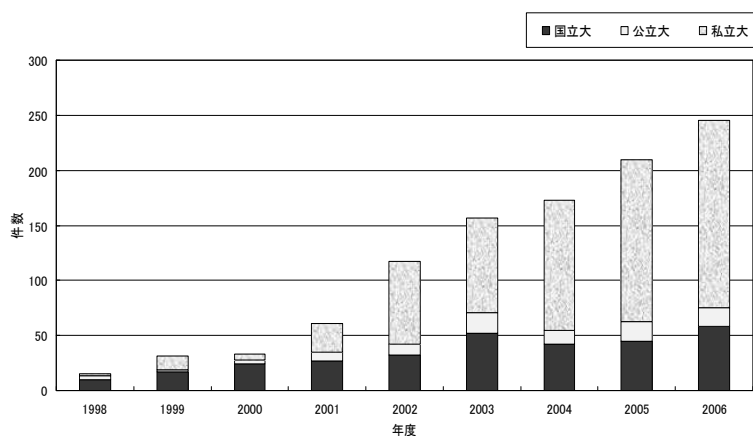


図1. 入試ミスの文科省への報告数の推移

*) 連絡先: 985-0862 宮城県仙台市青葉区川内28 東北大学高等教育開発推進センター 高等教育開発部入試開発室

されることとなった。また、近年の情報公開の趨勢による受験者の成績開示や試験問題の配点や正解の公表などを実施する大学の増加に伴い²⁾、それまで潜在的に隠れていた可能性がある手続きの瑕疵が「入試ミス」として認知され、指摘される機会が増えたことも間接的な要因と考えられる。しかし、同時に、選抜方法や評価方法の多様化に伴い、入試関連手続きが煩雑化したことも入試ミスの発生確率自体を高める潜在的な要因として機能してきたことは疑いのない事実と思われるのである。

入試を実施する上で、選抜手続きに公正性、厳格性を確保しなければならないことは言うまでもない。換言すれば、ミスのない入試は「入試の品質」の極めて重要な側面を保障するものと言える。その意味で、例年、入試シーズンに出題ミスや合否判定ミスなどの「入試ミス」がマスコミによって報道されることは、大学の「入試の品質」に疑いの目が向けられることである。「入試の品質」は「適切な選抜資料を的確に用いて合理的な能力の判定を行い、できるだけ早く受験当事者に納得のいく合否判定結果を返す」という入試のプロセス全体の問題なので、「ミスがない入試＝質の高い入試」ということではない。しかし、ミスは見えやすく、誰にも分かりやすい。したがって、重大なミスはもちろん、単純なミスでも連続して発生すれば、大学のイメージが損なわれる結果となる。特に、各大学が生き残りに鎬を削る「大学全入時代」と称される時代において、「入試ミス」が生じることは、大学経営にとって致命的なダメージになることも考えられる。

入試の手続きそのものが多様化し、複雑化していることを考慮すると、生じるミスの内容にも様々なものがあると考えられる。また、そこから派生する問題の大きさも些細なものから重大なものまで多種多様であると予想される。すなわち、単に「入試ミス」として一括りに議論することはできない状況となっている。以上の点を踏まえ、西郡(2008)³⁾は、一概に「入試ミス」と括られるものに、具体的にどのような事例があり、それぞれのミスがどのような特徴を持つのか、新聞報道された記事を利用して入試ミスの分類指標を作成した。本研究では、西郡(前掲書)の指標を用いて「入試ミス」による当事者への影響や大学への損害

も含めた社会的影響を吟味し、個別大学の入試の設計、運営における入試ミスに対する対策について検討を行う。また、仮に入試ミスが生じた場合でも、どのような対応を行えば、受験当事者に受け入れられるのかという観点からも検討を行うこととした。

2. 方法

2. 1. 題材とする記事の抽出

本研究では、西郡(前掲書)で題材とした新聞記事を用いて分析を行った。記事の抽出方法は以下の通りである。なお、詳細は西郡(前掲書)を参照のこと。

本研究では朝日新聞の記事検索システム「聞蔵 Digital News Archives for Libraries II」を利用して記事を抽出した⁴⁾。対象期間は1990年の1月1日から2007年12月31日までである。個別大学の学部入試に関係しないセンター試験や中学、高校、大学院および専門学校等の入試ミスに関する記事については題材対象から外した。また、学部入試の中でも、一般入試、推薦入試やAO入試を対象とし、帰国子女選抜、社会人入学試験、編入学試験など、想定している受験者層が最初から通常と異なる入試区分は外すことにした。

2. 2. 影響の程度を判断する指標

西郡(前掲書)は、「合否判定」に関するミスが特に大きなダメージをもたらすことを指摘した。本研究ではこの点を踏まえ、「合否判定ミス」という分類カテゴリーを基盤に、「判明時期」、「追加合格者の有無」、「影響年度」、「隠蔽疑惑」という4つの観点から入試ミスがもたらす影響に関するパターン表を作成した。なお、これら4つの指標を「影響力指標」と呼ぶことにする。

3. 結果

3. 1. パターン表

本研究で用いた影響力指標は、「有」、「無」2通りの状況を持つ4種類の観点からなる。全てのパターンを示すと16通りになる。表1は、パターンの数字が若くなるにつれて、影響が大きくなるように作成したものである。題材とする記事がどのパターンに当てはまるかを評定した結果、実際に当てはまる事例が存在する

表1. 入試ミスの種類と影響に関するパターン分類

原因	判明時期	追加合格者	影響年度	隠蔽疑惑	件数	パターン
・出題ミス ・採点ミス ・事務手続きミス ・コンピュータプログラム設定ミス など	入学後	有	複数年度	有	2	①
				無	9	②
			単年度	有	—	3
		無		64	④	
		無	複数年度	有	—	5
				無	—	6
	単年度		有	—	7	
		無	17	⑧		
	入学前	有	複数年度	有	—	9
				無	—	10
			単年度	有	—	11
		無		26	⑫	
		無	複数年度	有	—	13
				無	—	14
	単年度		有	—	15	
		無	389	⑯		

パターンは、「1」、「2」、「4」、「8」、「12」、「16」の6パターンに限定された⁵⁾。そこで、本研究では、以後、この6つのパターンだけに注目する。以下に、該当する各パターンの特徴を示す。

3. 2 各パターンの特徴

【パターン1】

パターン1は、入試ミスが新年度開始後⁶⁾に判明し、複数年に渡って追加合格者を出すという最悪の事態を招いたミスに加えて、その事実を隠蔽（疑惑も含む）していたケースである。該当する事例は2件存在していた。設置者別の内訳は、国立大が1件、公立大が1件であった。ミスの原因は、「コンピュータプログラム設定ミス」（1件）、「事務手続きミス」（1件）であった。前者は、「隠蔽が判明した」ケースであり、後者は「隠蔽ではないかと疑惑が持たれた」ケースである。ここでは、社会的影響が大きかった前者の事例についての概要とその影響について記述する。

当該の入試ミスは2001年に判明したもので、地方国立大学（X大学）のある学部で生じたものである。採点コンピュータプログラムの設定ミスにより、1997年度と1998年度入試において、本来合格のはずだった16名の受験者を誤って不合格にしていたという事例である。ミスは1999年度入試の採点時に判明していたにも

関わらず、当時の一部分の関係者の判断により、2001年まで事実が隠蔽されていた、と報道された。入試ミスが明らかになった契機は、直前に判明した他の国立Y大学の大規模な入試ミス、文科省への匿名の投書などの各種の要因が重なったことによる。隠しきれないと判断して公表せざるを得なくなった、とされている。結果的にこのケースは大きな問題へと発展してしまった。この事例に対して大学が取った対応と大学が受けたダメージは以下のように要約できる。

X大学では、入試ミスの判明後、誤って不合格とされた16人全員に対して直ちに合格通知と謝罪文を郵送した。さらに、後日、入試に関わった教員が直接、受験者の下を訪れ、個別の謝罪を行った。その際、一律20万円のお詫び金が支払われている。入学の意思がある者については、他大学の入学金や予備校の授業料などの経費が国家賠償や大学内での基金の設立により補償された。さらに、入学後には特別授業などの対応が行われた。また、大学進学をあきらめて、高校ないし短大や専門学校を卒業した後に就職した者には、本人の学歴と大卒者の生涯賃金との差額の一部などが補償の対象となった。大学では在学生の就職活動で風評被害が生じることを懸念し、求人を見せている県内外の約1,500社に「配慮」を求めた文書を郵送している。

学内の責任問題では、新しく選出された学長がわず

か数ヶ月で辞任することとなった。その他、入試ミスに関与したとされる教員も十数名が懲戒処分を受けた。

さらに、大学が機関として受けたダメージも大きなものであった。文科省は2001年度の「教育改善推進費（学長裁量経費）」を7,600万円の大規模削減とした。その大部分を占めていたのは、前年度6,700万円獲得していた「プロジェクト経費」⁷⁾の部分である。同年には、他の複数の国立大学でも合否判定に関わる同じような入試ミスが発覚していたにもかかわらず、X大学だけが当該経費をゼロ査定とされるペナルティを受ける結果となった。その理由は、「X大は入試ミスを隠蔽していた。他の2大学とは状況が違う」（同省大学課の担当者）というコメントにも見られるように、隠蔽の事実が決め手となった。

パターン1は、入試ミスの内容そのものが、それによって生じうる最悪の結果を引き起こすケースであることに加えて、そのミスを隠蔽するという恣意的な操作までが加わっていたことが特徴である。隠蔽の発覚によって、受験者にも大学にも甚大な被害と損失をもたらしたケースである。

【パターン2】

パターン2も、入試ミスが新年度開始後に判明し、複数年に渡り、追加合格者を出すという最悪の被害が生じたケースである。ただし、隠蔽の事実が見られなかったという点において、パターン1とは異なっている。該当する事例は9件あり、その内訳は、国立大が4件、公立大が3件、私立大が2件である。ミスの原因は、「事務手続きミス」（4件）、「コンピュータプログラム設定ミス」（5件）であった。大学にもたらされたダメージの程度は、追加合格者数、影響年数などによって様々である。ここでは、パターン2に分類された9件の中から、他大学にも大きな影響を与えるなど、社会的に波紋が生じたケースとして、2001年に生じた地方国立Y大学のケースについてその概要を示す。

Y大学の入試ミスが判明した経緯には、情報開示の動きが重要な役割を担った。当該年度より実施された入試情報の開示制度によって自分の得点を知ったある受験者から、「奇数になるはずのない得点が奇数であったのはなぜか」という問い合わせがあった。それがき

かけとなり、入試ミスが判明したのである。大学側が、残っていた5年分の資料を再点検したところ、合格判定プログラムに設定ミスを発見した。その結果、本来は合格していたにもかかわらず誤って不合格と判定されていた者が、5年間で428人にもものぼった。本研究で収集した入試ミスの事例の中では、影響を受けた人数の上で最大規模となったケースである。

大学側の対応は、お詫び金の額が一律10万円と異なっているものの、大筋でパターン1に見られたX大学の対応とほぼ同じであった。ただし、5年間という長期にわたる影響に対するものであったため、「一律補償」に疑問の声が上がっていたことも事実である。学内の責任問題では、学長、副学長、学部長が辞任、その他の教員ら100名以上が何らかの処分を受けた。研究費に関しては、「教育改善推進費（学長裁量経費）」に対して4,000万の大規模削減があったが、パターン1のX大学とは異なり「プロジェクト経費」がゼロ査定となることはなかった。その理由は、前述した通り、隠蔽の事実が見られなかったことによる。

パターン2は、パターン1と並んで入試ミスの中でも「合否判定ミス」という最もクリティカルな部分において、考える最悪の状況を導くパターンである。特に、影響を及ぼす年度が長期間になるほど、影響の程度や規模も大きくなる。ただし、ミスの隠蔽など恣意的な操作が介在することはない。確認ミスや手続きミスによる偶発的に生じたものにだけに限定されることが、パターン1と異なっている。

【パターン4】

パターン4は、入試ミスが新年度開始後に判明し、追加合格者を出すケースである。その影響年数は当該年度のみである。該当する事例も64件と相対的に多く、その内訳は、国立大が9件、公立大が4件、私立大が51件である。ミスの内容は「出題ミス」（44件）、「採点ミス」（13件）、「事務手続きミス」（5件）、「コンピュータプログラム設定ミス」（2件）などが挙げられる。

出題ミスや採点ミスは、予備校や学習塾、受験関連出版社などの指摘から判明することが多い。新年度である4月から推薦入試が始まる11月頃にかけて判明することが多いのが特徴的である。

パターン4は、影響の大きさという点からみれば、

パターン2には及ばないものの、それに次ぐ大きなミスである。特に、試験問題の公開、成績開示などを行っている大学であれば、外部からの指摘によって判明する可能性も高い。生起頻度が高く、かつ、影響の大きい入試ミスのパターンである。

追加合格となった受験者への対応は、基本的に全員への謝罪、お詫び金、他大学の入学金や予備校の授業料の補償など、基本的にパターン1、および、パターン2と同じである。法人化以前の国立大の場合には、国家賠償も発生している。

一方、ミスが原因で不合格と判定された受験者が入学する際の具体的対応として、他大学との単位互換や編入学など、様々な手続きが用いられている。ミスが判明した時期が翌年度の入試時期に近い場合には、無試験で翌年度の入学を許可するケースも散見される。本パターンにおいても、影響を受けた受験者の人数など、個別の状況に応じて大学関係者は処分を受けている。なお、「教育改善推進費（学長裁量経費）」の削減等、機関としての大学に対するペナルティに関する記事は見られなかった。

【パターン8】

パターン8は、入試ミスが新年度開始後に判明し、その影響年数が当該年度のみであり、追加合格者を出さなかったケースである。ミスの原因には、「出題ミス」(14件)、「採点ミス」(2件)、「コンピュータプログラム設定ミス」(1件)などが挙げられる。該当した事例は17件であり、その内訳は、国立大が7件、公立大が1件、私立大が9件である。パターン4と同様に、予備校や学習塾、受験関連出版社などの指摘によって新年度開始後に判明することが多い。しかし、決定的に異なるのは再採点を行っても追加合格者が出ていない点である。仮に、パターン4のように追加合格者が発生すれば先述のような対応が必要となるが、パターン8のケースでは事実事項を公表することのみで一応の問題解決に至っているように読み取れる。該当記事にも、大学内での処分に関及した内容はみられなかった。

入試ミスへの対応という視点からみれば、パターン8は、次のパターン12よりも影響が小さいように見える。しかし、パターン8がパターン4へ陥る可能性は

高い。すなわち、両者を隔てる要因は合否のボーダーラインに固まる受験者数や修正される点数の程度である。その違いは紙一重であり、偶然性や運に左右される。そういう意味では、潜在的なリスクが高いパターンである。

【パターン12】

パターン12は、合格発表後、新年度開始前というタイミングで入試ミスが判明し、追加合格者を出すケースである。該当する事例は26件であり、その内訳は、国立大が3件、公立大が2件、私立大が21件である。ミスの原因は、「出題ミス」(18件)、「採点ミス」(2件)、「事務手続きミス」(3件)、「コンピュータプログラム設定ミス」(3件)などが挙げられる。

新年度の入学式前にミスが判明するため、追加合格者に対して、新年度に間に合うように対応ができることがこのパターンの特徴である。もちろん、入学の意思がある者に対しては、既に支払った他大学の入学金や予備校の授業料に対する補償は発生するが、追加合格者が新年度からの大学生活を遅滞なく始められる点で、パターン1、2、4に比べてミスの影響を最小限に抑えることができ、効果的に対応できる可能性が高い。

【パターン16】

パターン16は、判明時期が新年度開始前であり、追加合格者も出さないケースである。入試ミスの中では、このパターンに当てはまる事例が389件と最も多く、「入試ミス」として報道されるもののほとんどがこのパターンに当てはまる。その内訳は、国立大が173件、公立大が94件、私立大が122件である。原因は、「出題関連ミス」、「試験実施・合格発表手続きのミス」の2つに大別される。具体的にどのようなミスがこれら2つのパターンに含まれるのかという点については、西郡（前掲書）を参照されたい。

4. 考察

本研究では、一般的に「入試ミス」として報道される事例について、「判明時期」、「追加合格者の有無」、「影響年度」、「隠蔽疑惑」という4つの観点（影響力指標）を用いて入試ミスがもたらす影響の大きさに関する分析を行った。その結果、これまで実際に生じたことが

ある入試ミスの事例は、生じうる全16パターンのうち、「1」、「2」、「4」、「8」、「12」、「16」という6パターンに限定されることを見出した。本節では、これらのパターンに応じて個人的、社会的影響の大きさが一定の秩序で順序性を持つ理由に、どのような要因や人々の認知が作用しているのか分析し、受験当事者の心理的側面に配慮した入試関連手続きのあり方について考察を加える。

一般に、入試の実施、その他関連手続きが不公正もしくは不正確に行われたという疑いがかけている場合、そのような入試を積極的に受験したいとは考えないだろう。逆に言えば、多くの受験者は、当然のように入試関連の手続きが公正かつ正確に行われることを前提として受験に臨んでいる。公正かつ正確な手続きが保証されていない状態、つまり、受験当事者の目から見て「入試の品質」の表れとして分かりやすい手続きに対して、疑義が喚起された状態では「入試ミス」に対する見方が厳しくなり、ミスへの対応に対する許容度も低くなると言える。それでは、どのような基準や要因が介在して、人々が手続きに対する不満を抱くのであろうか。

人々の公正判断や公正認知を実証的に明らかにしてきた社会心理学の分野では、手続きに対する公正さは「手続き的公正」と呼ばれている。特に、その概念の中でも Leventhal (1980)⁸⁾ が提唱した6つの「手続き的公正の基準 (procedural rule)」はよく知られている(表2)。本研究でも、この6つの基準を踏まえ、影響の大きさから見た入試ミスのパターンについて考察する。

まず、多くの人々から公正であると認識される手続きは6つの基準が全て満たされていると考えられる。そのため、受験者一人ひとりが実際どのように認知し

ているのかはさておき、大学側が実施する通常の入試に関する手続きは、建前としては6つの基準を全て満たされるように設計され、遂行されることが必要となる。入試ミスは、6つの基準のどれかが侵害されることによって生じる、手続きの公正さが侵害された状態だとみることができる。

西郡(前掲書)の分類結果では、入試ミスの中でも最も頻度が高い出題ミスは、「出題者が意図した回答を導き出せない」、「出題範囲を逸脱している」、「誤字・脱字がある」など、その実質的な内容が多岐に渡るものの、共通した問題点がある。それは、手続きの「一貫性」の欠如や情報の「正確さ」に欠けたものと解釈できる。また、採点基準が曖昧であったり、採点ミス、さらには、試験実施上のミスなどについても同様のことが言えるだろう。つまり、出題ミスや採点ミスの根底には、公正基準の「一貫性」と「正確さ」の欠落が指摘できるのである。大学側は、「全員を正解にする」、「配点を変更する」など、特別な採点方法を採用したり、試験時間を延長するなどして、出題ミスに対する対応策を講じるのが一般的である。入試ミスへのこうした対応は、「一貫性」、「正確性」の基準を満たす状態を再び回復するように動機付けられたものと解釈できる。入試ミスに対する受験当事者の不安や不満も、上記2つの基準のどちらかもしくは両方が欠落したために生じたものと理解できる。

判明時期が新年度開始以降で、かつ、追加合格者が生じるパターン、表1の分類における「4」、「2」、「1」のパターンは、少々様相が異なる。これら3つのパターンに共通することは、既に新年度が開始されてしまった、という時間的条件が付加され、追加合格者に対する対応が難しくなっていることである。入試ミスが判明した時点で、既に追加合格者は他大学や他学部

表2. 手続き的公正の基準 林(2007)より抜粋⁹⁾

基準	内容
一貫性 (consistency)	時間や対象者を越えて、一貫した手続きが適用される
偏りの無さ (bias suppression)	個人的利害や思想的先入観が抑制されている
正確さ (accuracy)	正確な情報を基盤として決定が下されている
修正可能性 (correctability)	再審理の機会がある
代表性 (representativeness)	すべての関係者の利害関心や価値観が反映されている
倫理性 (ethicality)	基本道徳や倫理に反しない

に入学していたり、予備校に通っていることが多い。すなわち、入試ミスが直接的な原因となって進路が変わってしまっていることが多いのである。影響が及んだ受験者のほとんどは、物理的な面でも精神的な面でも新年度からの新たな生活に適応しようと既に行動を開始している状態である。こうした状況で「実は合格していました」と突然の合格通知を受け取っても、非常に困惑することが予想できる。現に、入学について態度を保留する対象者が多かったことが報道されている。ここにも Leventhal (前掲書) の基準に基づく人々の公正知覚の問題が生じていることが指摘できる。それは「やり直しの可能性」を示す「修正可能性」からの解釈である。たとえ、追加合格者という形であったとしても新年度開始前に合格通知を手にしてさえいれば、物理的にも精神面でも切り替えが可能である。しかし、すでに新年度が開始されてしまった後という状況になると、やり直し（修正）に対するコストが非常に大きくなる。もちろん、影響範囲が複数年に渡っている場合には「修正」がさらに困難となることは言うまでもない。パターン4よりもパターン2やパターン1の方が、影響が大きいゆえんである。

以上のことから、パターンの「4」、「2」、「1」は、入試ミスによって、「一貫性」と「正確さ」が侵害された上に、さらに「修正可能性」までが侵害されているため、受験当事者の不安や不満がさらに高じる状況をもたらしたと考えられる。

ところで、最も深刻なパターンは「1」であった。その特徴は、入試ミスにより不利益をこうむった受験者が生じていたにも関わらず、隠蔽工作を行った、もしくは、隠蔽の疑惑が浮上した、ということである。一般に、大きな問題であればあるほど、その事実を正直に公表することが道義とされている。大学入試のように受験者の人生が左右されかねない「ハイステークス」な局面であれば、ミスの隠蔽に対する批判は厳しい。入試ミスに関する事実の公表は、責任者が自分の意思で行うことができる対処である。その意味で、隠蔽は責任者の意思に帰属するとみなされる。受験当事者は言うまでもなく、基本的に影響を受けることのない一般の人々からも厳しく指弾される理由も、基本的な道徳を裏切る行為と考えられるからであろう。公正

基準から見れば、「倫理性」が欠如したために生じた判断と解釈できるだろう。パターン1は、隠蔽さえなければ、パターン2と全く同じである。たしかに深刻なケースであるが、倫理的な問題とみなされることはない。隠蔽によって責任者の倫理性が問われることで、最悪の事態を招いたパターンである。

以上が入試ミスによって侵害されたと考えられる公正基準である。なお、残りの「代表性」と「偏りの無さ」という基準は、入試ミスの問題には無関係のように思われる。むしろ、この2つの基準は、「それが満たされていなければ、入試そのものが成り立たない」入試設計の問題であろう。「代表性」の担保には、合否判定の基準や手続きの設計が受験者の価値観を反映していることが必要である。そのため、より多くの受験者の価値観を反映させた入試手続きが担保された設計になっていなければ受験者は集まらない。さらに、たとえ自分の希望が満たされずに不合格という判定結果を受け取ったとしても、納得できるものでなければならぬのである。次に、個人的利害や思想的先入観の抑制という「偏りの無さ」が満たされない状況には、思想信条による差別、裏金やコネクションによる裏口入学といった事態が考えられる。ミスによって生じうる事態ではなく、明らかに意図的な不正であり、根本的に入試という制度自体が成立していない状態とみなされる。「代表性」、「偏りの無さ」という2つの基準は、入試の存立基盤を支える構造に関係するものであるため、「ミス」と関連付けるのは難しい。

以上のように、各パターンを手続き的公正における公正基準の観点から考察してきたが、同じパターンに分類されたケースでも、社会的影響が異なる事例もある。その要因を本研究の結果から一様に規定することは難しいが、記事にされる頻度やその内容からある程度の推測は可能と考える。

まず、ミスの影響を受けた人数やミスが及んだ年数は、その影響の大きさを示すには分かりやすい指標であろう。影響を受けた受験者の数が多ければ、影響も大きく、影響が複数年に及べば、年数が多いほど影響は大きい。一方、それ以外の要因として考えられるのがミスを犯した大学の設置形態である。入試ミスの発生は、国公私立といった設置形態の種別を問わずに生

じているが、同じようなパターン、同じような規模のミスでも、私立大学よりも国公立大学への風当たりが強いと感じられる。その原因として、国公立大学を第一志望とする受験者が多く、追加合格者が生じたときに及ぶ影響が大きいということが挙げられる。さらに、法人化以前には私立大学とは異なり、補償規模によっては国家賠償にまで発展する可能性があったために当事者以外の社会的な注目も集めてしまい、結果的に大きな記事として扱われてしまったと考えられる。ただし、これらは報道された新聞記事から見出せる限定的な考察である。実際にトラブルが生じた場合、現在では、大学はすべからず自己資金で補償を賄わねばならず、入試ミスによって大学イメージが致命的に低下した場合には、大学経営に直接的な影響を及ぼしかねない。そう考えた場合、個別大学における本当の意味での影響の大きさを示すことは、本研究だけの資料からは難しいと言える。しかし、入試ミスの社会的影響の全体像を検討するという本研究の主旨からすれば、限定された情報とは言え、新聞記事を題材に得られたこれらの知見は十分に有効ではなかろうかと思われる。

5. 「入試の品質維持」に向けて

本研究の知見を基に、入試の策定や運営において入試ミスの認識やその対応をどのように位置づける必要があるのかを議論することで、「入試の品質維持」について考えてみたい。

一般的に、入試業務に限らず煩雑な手続きが発生する業務や手順を考えたとき、ミスの発生を完全に抑えることは非常に難しい。顧客へ提供する商品およびサービスの向上を目指す企業等では、可能な限りミスを0に近づけるために、QC（QC：Quality Control）活動などを通して、品質向上に向けた努力がなされてきた。もちろん、大学入試においても、受験者のことを考えれば、入試に関するミスは0に近づけるような努力が必要である。しかし、こうした努力によってミスを皆無に抑えることは不可能に近い。少なくとも、絶対に発生させてはいけないミスを洗い出し、その部分だけでも完璧に抑える努力が必要となる。どのようなミスが深刻な状況を招き、社会的な影響が大きいのかということをもとに分析し、優先順位をつけた上で、

関係者が優先的に意識を集中しなければならない手続きを認識共有する必要がある。

具体例を挙げれば、選抜方法やその他入試手続きの改定や変更には、相応のリスクとコストが生じることを関係者が共通に認識することが重要であろう。例えば、必須科目や傾斜配点の変更は、同時に、それを処理するコンピュータプログラムの修正が必要となる。通常、重要なデータを扱うシステムでは、プログラムに修正が施されると、プログラムの「単体テスト」だけでなく、「システムテスト」や「運用テスト」など、幾重にもテストが繰り返された上でのシステム更改が行われる。当然、そこには十分な費用や時間などのコストを投入することが必要となる。システム開発・運用を専門的に行う機関や会社ならば、十分な対応も可能であろうが、個別大学の入試に同様の品質管理を求めるのは難しい。入試に関する情報は秘匿性が高く、多くの人員が機密情報を共有することには別のリスクが伴うからである。入試作業に関わる人員や環境などのリソースが限られているほど、入試ミスが発生するリスクは必然的に高まる。さらに、募集要項やその他の公表資料、学内でのルール作りなどの同時変更も視野に入れるならば、チェックすべき事項は膨大に及ぶ。選抜方法や評価方法などを変更する際には、十分な注意が必要とされるのである。

成績開示などを含む情報公開の流れにより、受験当事者を中心に様々な情報が多くの人の目に触れるようになった。当然、入試に関する手続きのチェック機能もそれに応じて高めていく必要がある。現状では、情報を公開しないという選択枝は取り得ない。大学としては、公開した情報が多くの人のチェックを受けることを前提に、入試関連手続きに対する十分な議論と可能な限りの確認作業を実施するしかない。

仮に、あらゆる努力にも関わらず、入試ミスやそれに伴う諸問題が生じた場合には、迅速な公表が必要である。意図的になされるミスはない。点検やコミュニケーションの不足によってミスが発生する。一方、ミス発生的事实を公表するか否かは大学側の主体的な判断である。公表しない場合には、「隠蔽」とみなされる可能性を覚悟する必要がある。入試手続きにおいて合否の判定に関わる最悪のミスを犯した上に隠蔽の事

実が伴えば、大学にとって非常に大きな損失となることは、過去の事例が十分に示している。また、公表が遅れることによって隠蔽の嫌疑をかけられた事例もあるので、大学のイメージを失墜させないためには迅速な対応が必要であろう。入試ミスは、ミスによる損失や影響を最小限に留めるために、最低限必要とされる処置なのである。

公表と同時に、影響を受けた受験者や社会全体に対する説明の仕方にも留意すべきである。公平性に関する社会心理学的研究では、人事評価の場面において権威者（例えば、会社の上司や人事担当者など）から否定的な評価を下されても、その評価に対して「適切な説明」が十分になされれば、被評価者は適切に処遇されたという認識が高まることが報告されている^{10) 11)}。入試ミスにより誤った合否判定をした場合、当事者である受験者や社会全体に対して、「入試ミスによる誤った合否判定」という事実だけではなく、「なぜ、そのような判定ミスをしてしまったのか」、「大学として当該ミスをもどのように考えているのか」、「どのような対応や補償をするのか」などの事項についても適切な説明が求められる。

入試実施に関わる関係者が優先的に意識を集中しなければならぬ手続きを具体的に見てきたが、「入試ミス」は大学経営における「リスク」とみなすことができる。経営管理の手法には、各種の危険による不測の損害を最小のコストで効果的に処理するため、「リスクマネジメント (Risk Management)」(日本規格協会,2003)¹²⁾ という考え方がある。リスク分析(リスクの把握・特定・発生頻度の算定を示す)とその評価から始まり、リスクの種類に応じた対策を講じるものである。この考え方に沿えば、本研究での試みは「リスク特定」に位置づけられる。「リスク特定」とは、「リスクに関する情報を分析するとともに組織に重大な結果をもたらすと懸念されるリスク及び/又は結果の重大性の困難なリスクを特定する」ものである。今後は、「リスク評価」、「リスクマネジメントの目標」、「リスク対策の選択」、「リスクマネジメントプログラムの策定」といった文脈からの議論(日本規格協会,2003)も必要だろう。

大学全入時代の到来により、現在のわが国の高等教

育制度の下では十分な志願者を確保することが、国公立を問わず大学経営にとっての至上命題となっている。経営上のリスクマネジメントを考えたとき、大学の入口に当たる入試関連業務から生じる入試ミスの「リスク特定」は十分に意味のあるものであろう。今後、大学教員のFD(ファカルティ・デベロップメント)義務化に伴い、入試に関するFDの機会も増えることが考えられる。大学内で入試手続きミスによるリスクを共有するための一資料として、本研究の知見が活用されることを期待したい。

付記

本研究は、平成20~21年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)および東北大学高等教育開発推進センター平成20年度高等教育の開発推進に関する調査・研究経費(センター長裁量経費)「大学入試学(admission studies)構築のための基礎研究(2) -人材育成の発展-」の成果の一部である。

参考文献・註

- 1) Trow, M.A. [訳書: 天野郁夫・喜多村和之]. 『高度歴社会の大学-エリートからマスへ-』. 東京大学出版. 1976.
- 2) 2002年度より、大学入試センター試験も出願時に希望した受験者を対象とした各科目の「成績開示」を導入している。
- 3) 西郡大. 大学入学者選抜における「入試ミス」の分類指標作成の試み. 教育情報学研究. 東北大学大学院教育情報学研究部・教育部, No7, pp39-48, 2008.
- 4) 新聞各社によって、報道する内容および主張等に一定の差異が生じることも考えられる。しかし、本研究の目的は、入試ミス件数の正確な把握ではなく分類であり、社会的に影響が大きかった事例のみを考察している。さらに、記事の主張に注目するのではなく、客観的記述のみを抽出しているという点において、各紙の差異による影響は大きくないものとの判断し、朝日新聞のデータベースのみを利用した。
- 5) パターンの「3」、「5」、「7」、「11」、「13」は、隠蔽疑惑が生じた場合に当てはまるパターンである。しかし、各大学が隠蔽として公表する事例は、ほぼ

皆無であり、さらに、追加合格者が生じたり、入試ミスの影響が複数年に渡るなど事態が深刻な場合に明らかになる傾向がある。そのため、上記のパターンに該当する事例は存在しなかった。また、パターンの「6」は、被害が少ないためほぼ問題に記事ならないものであり、その他の「9」、「10」、「14」の3パターンは、入試日程の構造上、生じ得ないパターンである。

- 6) 本研究での「新年度開始」とは4月1日である。
- 7) 教育研究内容の充実や特色ある大学づくりに使用される経費のことである。
- 8) Leventhal,G..P.(1980). What should be done with equity theory? : New approaches to the study of fairness in social relationship. In: Gergen,M. Greenberg, and R. Willis (Eds.), *Social exchange* (pp27-55). New York : Academic Plenum.
- 9) 林洋一郎. 社会的公正研究の展望：4つのリサーチ・パースペクティブに注目して. *社会心理学研究*], No22, pp305-330, 2007.
- 10) Bies, R.J. & Shapiro, D. L. (1987). Interactional fairness judgments: The influence of causal accounts. *Social Justice Research*,1,pp199-218. や Greenberg, J. (1991). Using explanation to manage impressions of performance appraisal fairness. *Employee Responsibilities and Right Journal*, 4, pp51-60.などが挙げられる。
- 11) こうした研究は「情動的公正研究」に位置づけられる(林,前掲書)。
- 12) 日本規格協会. リスクマネジメントシステム構築のための指針, 2003.